

令和 7 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 5 回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開催日時		令和 7 年 8 月 21 日（木） 9 時 58 分～11 時 33 分
開催場所		鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
出席者	公益代表委員（3 名）	川口俊一 瀬口毅士 松本俊哉（敬称略）
	労働者代表委員（3 名）	海蔵伸一 白石裕治 眞下浩一（敬称略）
	使用者代表委員（3 名）	岩田英明 千代森修一 濱上剛一郎（敬称略）
	事務局（3 名）	藤原労働基準部長 小城賃金室長 二石賃金室長補佐
議題	1 鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	机上配布 令和 7 年度地域別最賃の審議・決定状況	

○ 川口部会長

皆さん、おはようございます。雨が降っている足元のお悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただ今から令和 7 年度第 5 回の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、開会に先立ちまして、本日の部会の成立について、事務局より報告をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

本日は、公益委員 3 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名、合計 9 名の委員にご出席いただいております。定足数を満たしており、本専門部会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、事務局にて、本日の会議の開催に先立ち、傍聴及び取材希望について周知を行いましたところ、9 名の傍聴希望と報道機関 8 社からの取材希望を受けており、ただ今、待機していただいております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

本専門部会は有効に成立しているということですので、これから審議に入りたいと思います。

ただ今、事務局からお話がありましたように、本日は傍聴と取材の希望をされる方がいらっしゃいます。公労使3者がそろって議論を行う場合については公開といたしますので、事務局は傍聴希望者と取材希望者を入室させ、会議資料を配付してください。

よろしくお願いします。

〈傍聴者、取材者を案内〉

○ 川口部会長

それでは、早速、審議に入りたいと思います。

まず、事務局より何か報告等ございますか。

○ 小城賃金室長

本日、配付資料は特にございません。

現時点で事務局にて把握している各局の審議決定状況などを一覧にまとめたものを机上配付させていただいております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今の説明、配付資料等について何かご質問等ございませんか。よろしいですかね。

(質問等なし)

○ 川口部会長

それでは、具体的な審議に入っていきたいと思います。

前々回の第3回の本専門部会において、労側が88円の引上げで1,041円、そして、前回の第4回の本専門部会において、使側が中央最低賃金審議会から示された目安額である64円の引上げで1,017円と、具体的な引上げ額の金額提示がなされたところであります。

労使の意見、金額提示には隔たりがあり、これ以上審議を進めることは困難であると判断して、前回の専門部会は閉じております。

これから先の審議としまして、双方ともどれだけ歩み寄ることが可能かといったことになっていくことになろうかと思います。ということで、金額の再提示、検討をお願いしたいということで前回お願いしておりました。

まず、説明、報告等をお願いしたいと思います。

まずは労側からいかがでしょうか。

○ 白石委員

労側の白石です。

今、部会長からございましたけど、一応歩み寄りというような形でこちらの方も考えておりますが、3者の場ではちょっと控えさせていただきたいと思います。

それに伴って、今まで5回、今回が5回目というようなこともありまして、労側としては、離島を抱えている鹿児島県の経済、そして県民生活を守る、そして県民に寄り添うというようなことで、物価高に苦しむ最低賃金近傍の働く県民を置き去りにしてはいけないということを忘れずに審議会に臨んでいるつもりでございます。

中賃の目安伝達におきましても各ランクの目安については、政府の閣議決定で配慮を求められているというところにおきましては、地域間格差の是正ということが盛り込まれております。

また、地方の最低賃金審議会の期待というようなことで記載されているところでは、地方最低賃金審議会において地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示された地域の経済・雇用の実態、消費者物価指数の上昇率、そして、最低賃金の引上げによる影響率などに基づいて自主性を発揮し、その際に、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや賃金上昇率が増加傾向にあること、そして最後に、地域間格差の是正を引き続き図ることを特に配慮してというようなことも記載されております。

私どもは各種の資料を提出しながら今まで訴えてきました。特に物価高対策としては、米の高騰を筆頭に、食料品、ガソリンの価格が急激に上がっている。そのことで生活費の負担が増加して、最低賃金の引上げは、こうした物価上昇に対応するためには必要であり、物価高が続く中で労働者の生活は厳しさを増しており、とりわけ最低賃金近くで働いている仲間の暮らしは極めて苦しくなっているというふうに認識しております。

また、他県と比べると最低賃金近くで働いている人が、同じCランクの中でも突出して多いというようなことを踏まえますと、他県と比べると最低賃金の近くで働いている人たちの生活をどう守るのかと。ここの人数の多いところをどう守るのかということに、やはりきちんと対応していかないといけないんじゃないのかなというふうに思っております。

また、全国的にも隣県や都市部への働き手の流出の一因となっていることから、都市部との格差の是正、そして全国平均、そして同じＣランクの中での格差の縮小というようなところにもこだわりながら、地方審議会において取り組んでおります。

去年の目安は27地方審議会において目安答申からの上乘せがあったという、現時点でも、現在25の都道府県において結審をしておりますが、その中で25都道府県の中で、Ａランクでも１つ、そしてＢランクは19件中17件、そしてＣランクでも１件と、とりわけ鳥取の９円、島根の８円、石川の７円など、大幅な上乘せのところもございます。

現在、鹿児島においては全国平均との差が102円となっております。これを仮に１年ずつ10円ずつ縮小しても10年かかるというようなこともございます。やはり今年度におきましては、物価高を中心に県民生活が脅かされているというようなこともありまして、ここを念頭に再度ご理解をいただいた上で審議に臨んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

金額の提示は、今回はないということですね。

○ 白石委員

最初の提示は、２者会議の中で。

○ 川口部会長

後ほど２者協議の中等で提示の可能性もあるということで、一応了解しておるところでございます。

ただいまの報告等について、委員から何かご質問、ご意見等ございませんか。

（質問等なし）

○ 川口部会長

それでは続きまして、使用者側、いかがでしょうか。

○ 濱上委員

使用者側、濱上でございます。

使用者側は前回、目安と同額の64円の提示をいたしました。

いつも申し上げておりますように、使用者側も最低賃金引上げの必要性は十分理解し

ております。ただ、そのやり方につきましては、持続可能な上げ方でなくてはならないというようなこともっております。そのために、物価上昇による生計費のこともですけれども、使用者側とすれば支払い能力を重視するということもずっと言ってまいりました。そういう観点からしますと、この64円という数字は使用者側からすると非常に厳しい数字を出したというふうに理解をしていただきたいというふうに思います。

さっきから出ておりますように、生計費の上昇、それから今もありましたように、地域間格差の是正の問題、それから何といいましても、中賃が参酌しなさいという目安を文字どおり参酌した結果であり、ぎりぎりの判断であったということを述べさせていただきます。そういった意味で、これ以上の引上げは考えてないということであります。

それから、基本的見解のときにも申し上げましたけれども、発効日に関することあります。効力発生日についてであります。結審した日から自動的にといいますか、機械的に決まる今のやり方ではなくて、やはり今回はきちっと議論をして決めていただきたいというふうに思っております。

その理由ですけれども、もちろん企業側も、期の途中でありますけれども、10月頃に最低賃金が上がるというようなことを想定いたしまして、いろんな準備はしているんだとは思いますが、やはりこれだけの引上げ幅になりますと、これは相当な準備期間が必要になってまいります。時間的余裕のない中小零細企業が鹿児島の場合は非常に多くございます。例えば資金調達、賃金引上げに伴う原資をどうするのかということ。それから、生産性を上げるための投資をどうするのか。それから、いわゆる年収の壁、賃金が上がったことによって年収の壁による働き控えによる人手の問題、人手をどう確保するのか。そういった問題等々、多々取り組まなくてはならないことがたくさん出てまいりと思います。

そういったことで、この効力発生日については議論をしていただきたい、していきたいというふうに思っております。これは中賃も法的強制力を伴う最賃の実効性を担保する観点からも、発効日について十分に議論しなさいというようなことを今回の答申でっておりますので、是非、そのことについてはよろしくお願いいたします。

使用者側からは以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

使用者側からの説明がただ今ございました。

金額の歩み寄りという点におきましては、先日の専門部会において提示した額のお

りということで、それ以上の引上げの提示はございませんでした。

そして、それに加えて、あと発効日の検討に関するご意見等もございました。

発効日についての審議は、この場でされますか。

それとも、2者協議の中とかでされますか。

○ 濱上委員

2者協議の中で、結構です。

○ 川口部会長

使用者側からのご意見、ご説明等ございましたけれど、今回の説明に関して、委員の方々、皆さん何かご質問、ご意見等ございますか。

○ 岩田委員

使用者側委員の岩田です。

追加で少し話をさせていただきます。

発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

先般もお話ししたんですが、物価上昇や人材確保の流れを踏まえての最低賃金の引上げが時代の要請であるということは理解しております。今年的大幅な引上げも社会的な流れとして受け止めざるを得ないと考えております。

しかし、このペースで大幅な引上げが続けば、地方の中小零細企業には深刻な影響が避けられません。日本の企業の99%以上、雇用の7割以上を担うのが中小企業です。その負担が過度に大きくなれば、地域経済全体の基盤を揺るがすことにつながります。

その中において、徳島県の事例です。前回の専門部会で労働者側から弁護士会のコメントとして、地域経済に特段の変化はないとの見解が紹介されました。しかし、実際には、帝国データバンク、東京商工リサーチの調査によれば、2024年には倒産が49件と過去10年で最多水準に達し、休・廃業、解散も316から409件と前年比2割から4割の増加を示しております。倒産は氷山の一角に過ぎず、その数倍規模で静かな退出が進んでいる現実があります。

さらに、昨年11月の大幅引上げ後、直近の2025年上半期、1月から6月に東京商工リサーチの発表で、倒産が33件、前年同期比で8件増加し、5年ぶりに30件を超える水準となっているそうです。小規模事業者の退出は雇用の受皿を奪い、地域社会の持続力を弱め、さらに日本経済全体の力をそぎます。従って、影響は限定的との見方は、こうした数字が示す現実を軽視していると考えざるを得ません。

私ども使用者は、賃金引上げそのものに反対しているわけではございません。重要な

のは、持続可能なベースで引上げと、それを支える政策的な仕組みです。価格転嫁の実効性支援、省力化投資の補助、助成制度の拡充は不可欠です。

さらに強調したいのは、物価高克服の責任を企業だけに押しつけてはならないということです。賃上げに頼るだけではなく、政府もまた税制の見直しや社会保障制度改革を通じて生活者の可処分所得を高め、家計の安心を支える役割を果たすべきです。企業、労働者、政府が責任を分かち合うことで初めて持続可能な賃上げと経済成長の両立が可能になると考えております。

地域経済の基盤を守り、日本全体の持続的な発展を実現するために、どうかこうした視点を踏まえた慎重なご判断をお願い申し上げます。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今、岩田委員からの補足意見でございました。

先ほどの濱上委員からのご報告、そして、岩田委員からのご説明と併せて質疑をお受けしたいと思います。何か委員の方々でご意見等ございますか。

○ 海蔵委員

海蔵委員です。

企業の倒産件数、特に賃上げ疲れとか支払い能力の関係で、これ中賃の中でもいろいろ議論がされた経過がございますが、確かにスポット的に短期的に見れば、倒産件数が増加しているというような見方ができるわけですが、中長期的に見れば、そう大きな変化というか、倒産件数が賃上げによって増大しているというそういう見方はできないというような議論がされておりますので、中賃の論議状況ということで、少し申し上げます。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

他には何かご意見等ございますか。公益の方はよろしいですか。

(質問等なし)

○ 川口部会長

ただ今、労側、使側ともに再度ご検討いただき、金額の提示等もお願いしたところでありますが、なかなかこのままの審議では隔たりを埋めるという方向には持っていき

難しいと判断しております。

ということで、ある程度この場での議論は終えて、ここで公労協議、公使協議の2者協議に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 川口部会長

ありがとうございます。

それでは、会場の振り分けですが、このまま2者協議に入るとしますと、2者協議の会場を1階の研修室、そして、もう1者の控室を同じく1階の第1会議室とさせていただきます。

傍聴者及び取材関係者の方々につきましては、この会場をこのまま控室として待機いただいて結構でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2者協議に関して、まず労側の方からよろしいですか。労側と公益と2者での協議に入りたいと思いますので、移動をお願いいたします。

<二者協議>

○ 川口部会長

お待たせしました。審議を再開いたします。

ただ今、労側と公益、そして、使側と公益、2者による協議を行わせていただきました。

結果報告といたしまして、まず、労側の方としましては、労側が今回、前回より歩み寄りの金額として提示がございました。前回、88円のアップということでしたけれど、今回、その88円を83円ということで提示をいただいております。ということで、953円プラス83円、1,036円ということでよろしいですかね。そういった提案がございました。

他方、使用者側からの金額といたしましては、前回の金額そのままの金額ということで、一応それが精一杯の金額であるということでご理解いただきたいということでご報告、ご説明を受けているところでございます。

ということで、労働者側が提示しております83円に対して、使用者側が提示しております64円ということで、やはり未だかなりの隔たりがあります。当然、結審には難しいという現状だという認識になろうかと思えます。

今の報告につきまして、労側、使側、何かございますか。労側はこの具体的な説明等はよろしいですか。

○ 白石委員

労側の白石です。

歩み寄りをというような形ではございましたが、今回歩み寄った根拠というようなところで見ますと、資料にございます第4表の③の賃上の金額のところのアルバイトのところが今年度が4.4%上がっているということと、昨年度が2.4%ということで、昨年度から比べますと2%上昇というようなところを加味しまして、現状の64円のところに2%加味した金額で83円というようなところで、率のところでは2%を乗せたというようなことになっております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今、労側からの補足説明等もございました。

改めまして、労側、使側、そして公益、何かご意見等ございますか。

○ 濱上委員

使用者側、濱上でございます。

私どもはもう64円という目安から、やはり1円も上げるのは非常に厳しいというぎりぎりの判断であったということでございます。

それから、先ほど効力発生日についての後ろ倒しというか、基本的にはそのお願いでございましたけれども、1点、先ほど言わなかったんですけれども、今月上旬の始良、霧島地区の大雨、集中豪雨による大災害ですが、これは、激甚指定も受けるほどの災害であったというふうにお聞きしております。未だに復旧もままならないというふうなお話もお聞きしております。大変な現地の商工業者の皆さんも被害を受けているというふうなお話もお聞きしておりますので、そういったことも加味した上で、やはり発効日については配慮いただきたいというお願いでございます。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

他にはございませんか。

○ 白石委員

いろいろこちらの方でも協議してますけど、私どもは一貫として、やはり労働者の生計費を守るというか、やはり最低賃金の一番の趣旨は、やはりそこがセーフティーネットになってるんだらうなといいたいしょうか、ならざるを得ないというような立場も考えてもらえればなというふうに思っております。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

他にはございませんか。

公益の方もよろしいですかね。

(質問等なし)

○ 川口部会長

それでは、今回の部会においてはなかなかお互いの幅が、若干は縮まったんですけど、まだまだお互いが納得するような金額まではたどり着けていない現状等がございます。

ということで、一回、この専門部会を閉めさせていただいて、次の専門部会の開催において、さらに審議を深めていきたいと考えているところです。

よろしいですかね。

(異議なし)

○ 川口部会長

それでは、次回の日程については、さらに事務局の方で具体的に日程調整を図る予定にしております。

各委員の方々の出席可能な日を調整の上、改めて事務局方から連絡を差し上げる予定にしてあるところです。

ということで、次回の日程等もよろしいですか。

(異議なし)

○ 川口部会長

それでは、これにて本日の専門部会は閉じさせていただきたいと思います。

最後に、議事録確認者を指名いたします。

労側は白石委員、使側が濱上委員によりしくお願いいたします。

それでは、本日の専門部会はこれにて閉会いたします。